

富山県営渡船安全管理規程

運 航 基 準

作 業 基 準

事 故 処 理 基 準

平成 18 年 12 月 25 日

(令和元年 一部変更)

(令和五年 一部変更)

事業所名 富 山 県

目 次

第1章 総 則

- 第1条 目的
- 第2条 用語の意義
- 第3条 運航基準、作業基準及び事故処理基準

第2章 経営トップの責務

- 第4条 経営トップの主体的関与
- 第5条 経営トップの責務
- 第6条 安全方針
- 第7条 安全重点施策

第3章 安全管理の組織

- 第8条 安全管理の組織

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

- 第9条 安全統括管理者の選任
- 第10条 運航管理者の選任
- 第11条 安全統括管理者及び運航管理者の解任
- 第12条 運航管理補助者の選任及び解任
- 第13条 運航管理者代行の指名

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

- 第14条 安全統括管理者の勤務体制
- 第15条 運航管理者の勤務体制
- 第16条 運航管理補助者の勤務体制

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

- 第17条 安全統括管理者の職務及び権限
- 第18条 運航管理者の職務及び権限
- 第19条 運航管理補助者の職務

第7章 安全管理規程の変更

- 第20条 安全管理規程の変更

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

- 第21条 運航計画及び配船計画の作成及び改定
- 第22条 配乗計画の作成及び改定
- 第23条 運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更

第9章 運航の可否判断

- 第24条 運航の可否判断
- 第25条 運航管理者の指示

- 第 26 条 経営トップ又は安全統括管理者の指示
- 第 27 条 運航管理者の援助措置
- 第 28 条 運航の可否判断等の記録

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

- 第 29 条 運航管理者の措置
- 第 30 条 船長の措置
- 第 31 条 運航基準図

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

- 第 32 条 作業体制
- 第 33 条 危険物等の取扱い
- 第 34 条 旅客の乗下船等
- 第 35 条 車両区域の立入制限
- 第 36 条 発航前点検
- 第 37 条 船内点検
- 第 38 条 旅客等の遵守すべき事項等の周知
- 第 39 条 飲酒等の禁止

第 12 章 輸送施設の点検整備

- 第 40 条 船舶検査結果の確認
- 第 41 条 船舶の点検整備
- 第 42 条 陸上施設の点検整備

第 13 章 海難その他の事故の処理

- 第 43 条 事故処理にあたっての基本的態度
- 第 44 条 船長のとるべき措置
- 第 45 条 運航管理者のとるべき措置
- 第 46 条 経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置
- 第 47 条 非常対策本部
- 第 48 条 事故の処理
- 第 49 条 通信の優先処理
- 第 50 条 関係官署への報告
- 第 51 条 事故の原因等の調査

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

- 第 52 条 安全教育
- 第 53 条 訓練
- 第 54 条 記録
- 第 55 条 内部監査及び見直し

第 15 章 雑 則

- 第 56 条 安全管理規程等の備付け等
 - 第 57 条 情報伝達
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、船舶所管組織(以下「組織」という。)に安全最優先意識の徹底を図り、全関係職員がこれを徹底して実行すべく、使用する旅客船(以下「船舶」という。)の業務(付随する業務を含む。以下同じ)を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって組織一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント	経営トップにより、組織内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための組織全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客及び車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客及び車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、受検、修理時における予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及び勤務割に関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所から次の目的港への航行を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港則法に定める港の区域内
(17)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うこと
(18)	運航の中止	発港、基準航行又は目的港への航行を中止すること
(19)	反転	目的地への航行の継続を中止し、もとの岸壁に引返すこと
(20)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が異なるときはその中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(21)	運航基準図	航行経路(起終点、針路、変針点等)、標準運航時刻、航海速力、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、乗降用施設等船舶側から架設されたものがある場合は、その先端までを含む。
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、旅客待合室、船舶の係留等の用に供する施設
(26)	車両	二輪の自動車、原動機付自転車及び道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両(蓄力により移動するものを除く)

(運航基準、作業基準、事故処理基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客及び車両の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、組織全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び組織内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる組織の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、組織内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令及び組織内規程の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

富山新港管理局	安全統括管理者	1 人
越ノ潟渡船発着場(船舶事務所)	運航管理者	1 人
	運航管理補助者	若干名

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第22条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき

(2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき

(3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付けて指名することができる。

(運航管理者指名代行順位)

運航管理者	・	・	・	・	船舶課長
運航管理者	・	・	・	・	①船舶班長
運航管理者	・	・	・	・	②渡船船長(A)
運航管理者	・	・	・	・	③渡船船長(B)
運航管理者	・	・	・	・	④当直運航管理補助者
上位の者が不在の時は、順次運航管理者を代行する。					

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として船舶課事務所に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは船舶事務所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、船舶が就航している間は、原則として船舶事務所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。

(2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。

(3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を組織内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航運航及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、規程を遵守してその実施の確保を図ること。
- (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐し、次の事項を実施する。

- (1) 運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従い、その職務を代行するものとする。
- (2) 運航管理者の指揮を受けて、次の事項を実施する。
 - (イ) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱い作業
 - (ロ) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸に係る作業の
 - (ハ) 陸上施設の点検及び整備
- (二) 乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等の見地から、その安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員及び法定職員以外の乗組員並びに予備員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第 25 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第 26 条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第 27 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第 28 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 29 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については、必要に応じて船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 30 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前点検を終えたとき
- (2) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (3) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、その他船舶上における設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 31 条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成しなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 運航管理者は、陸上従業員の中から陸上作業員を指名しておくものとする。また、機関長は、船内作業員の職務を兼ねるものとする。

2 陸上作業員及び船内作業員は、緊密な連携のもとに輸送の安全の確保に努めなければならない。

3 陸上作業員及び船内作業員の作業体制については、作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第33条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第34条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

第35条 船長は、原則として離岸後着岸するまでの間、旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

2 船長は、やむを得ず旅客を車両区域に立入らせる場合には、乗組員を立会わせるものとする。

(発航前点検)

第36条 船長は、発航前に船舶が航海に支障がないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第37条 船長は、離岸後速やかに乗組員に旅客室その他必要と認める場所を点検させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況、その他異常の有無を確認させなければならない。

2 前項により異常を発見したときは、船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって、船長の指示を受ける時間的余裕がない場合は、適切な措置を講じたのち速やかに船長に報告するものとする。

3 船内作業員は、異常の有無を船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第38条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第39条

安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第40条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第41条 船長は、船舶点検報告書に基づいて、船体、機関、諸設備、諸装置等について、原則として毎日一回以上点検を実施するものとする。ただし、当日発航前点検を実施した事項については、省略することができる。

2 船長は、前項の点検中異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第42条 運航管理者は、岸壁、旅客待合室、係留施設その他の陸上施設について、毎日一回以上点検を実施し、異常のある個所を発見したときは直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第43条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず、常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上作業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第44条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置をすみやかに運航管理者に連絡しなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合、又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第45条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第46条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(非常対策本部)

第47条 経営トップは、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

(事故の処理)

第48条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第49条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第50条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第52条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準を含む)、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第53条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者ととも年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、組織全体で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

(記録)

第54条 運航管理者は、前2条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第55条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者ととも年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を組織内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

第56条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程(運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む)及び運航基準図を船舶、船舶事務所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第57条 安全統括管理者は、パソコン、庁内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(目安箱、庁内メール)等を用意する。

3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について組織内へ周知する。

4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附則

この規程は、平成18年12月25日より実施する。

運 航 基 準

目 次

第1章 目的

第1条 目的

第2章 運航の可否判断

第2条 運航の可否判断

第3条 基準航行の可否判断

第3章 船舶の航行

第4条 離着岸等配置

第5条 運航基準図等

第6条 基準経路

第7条 速力基準等

第8条 船舶の航法等

第9条 着岸時の速力制限

第10条 連絡方法

第11条 機器点検

第12条 記録

附則

別表（1） 離着岸等配置表

別表（2） 運航基準図

別表（3） 速力基準表

富山県営渡船運航基準

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、越ノ潟・堀岡航路の船舶に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

気象・海象 地点名	風速	波高	視程
越の潟	16m/s以上	1.0m以上	300m以下
堀岡	16m/s以上	1.0m以上	300m以下

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

2 船長は、前項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・海象(視程を含む)に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき、又は周囲の視程が300メートル以下となったときは、基準航行を中止し減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

第3章 船舶の航行

(離着岸等配置)

第4条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 離着岸配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 霧中、荒天時当直配置
- (4) 緊急時配置

2 前項の離着岸配置等は別表(1)のとおりとする。

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離、所要時間
- (2) 運航船舶、漁船等により通常船舶がふくそうする海域
- (3) 地形、水深、潮流等から航行上、特に留意すべき箇所
- (4) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 運航基準図は別表(2)のとおりとする。

(基準経路)

第6条 基準経路は、別表(2)の運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、別表(3)のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(船舶の航法等)

第8条 越ノ潟・堀岡航路における船舶の航法及び離着岸は、次のとおりとする。

- (1) 離着岸に際しては、機関の故障など不測の事態をも考慮し、最悪の場合といえども旅客に危険を及ぼさないような速力をもって十分留意して運航しなければならない。
- (2) 船舶は、航路内においては並列航行あるいは他の船舶を追い越してはならない。
- (3) 船舶は、防波堤内においては回頭又は離岸しようとする船舶があるときは、これを避けなければならない。

(着岸時の速度制限)

第9条 船舶は越ノ潟、堀岡発着場(以下「着岸地点」という。)前面100メートルの位置に達したときは、機関を半速から微速に減速するとともにクラッチを中立としなければならない。その後、惰速で航行し、着岸地点前面50メートルの位置に達したときは、クラッチを逆転に入れ行足を止め、着岸地点前面15メートルの位置でほぼ停止後超微速で着岸するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する船舶事務所	携帯電話
(2)	緊急の場合	船舶事務所	携帯電話

(機器点検)

第11条 船長は着岸前、岸橋手前100m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第 12 条 船長及び運航管理者は、基準経路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航日誌に記録するものとする。

附 則

この規程は、平成26年 7月 17日より実施する。

別表(3)

速力基準表

海 竜

種 別	速 力	回 転 数
最 微 速	1.0 ノット	700 回転
微 速	2.0 ノット	800 回転
半 速	4.0 ノット	1500 回転
航 海 速 力	8.0 ノット	2200 回転
全 速	9.0 ノット	2500 回転

こしのかた

種 別	速 力	回 転 数
最 微 速	1.0 ノット	700 回転
微 速	2.0 ノット	800 回転
半 速	4.0 ノット	1500 回転
航 海 速 力	8.0 ノット	2200 回転
全 速	9.0 ノット	2500 回転

作業基準

目 次

第1章 目的

第1条 目的

第2章 作業体制

第2条 作業体制

第3章 危険物等の取扱い

第3条 危険物等の取扱い

第4章 乗下船作業

第4条 車両の積込み

第5条 旅客の乗船

第6条 離岸作業

第7条 着岸作業

第8条 係留中の保安

第9条 下船作業

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第10条 乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知

第11条 乗船旅客に対する遵守事項の周知

附則

富山県営渡船作業基準

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、越ノ潟・堀岡航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

乗下船する旅客及び車両の誘導 1名

(2) 船内作業

上下船する旅客及び車両の誘導並びに船舶の離着岸時における綱取り、綱放し 1名

2 運航管理者又は運航管理補助者は陸上作業員を、船長は船内作業員をそれぞれ指揮して乗下船する旅客及び車両の誘導並びに利着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引受けるものとする。ただし、原則として客室に持ち込むことを拒絶しなければならない。

3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び、陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(車両の積込み)

- 第4条 陸上作業員は、船内作業員の積込み開始の合図を受けた後、車両を誘導し、船内作業員に引継ぐ。
- 2 船内作業員は、陸上作業員から引継ぎを受けた車両を車両甲板の積付位置まで誘導する。
 - 3 車両の積み込みと旅客の乗船は同時には行わない（車両の持ち主を除く）

(旅客の乗船)

- 第5条 陸上作業員は、船内作業員の合図を受けた後、旅客を乗船口に誘導する。
- 2 船内作業員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
 - 3 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認してそれぞれ運航管理補助者及び船長に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

- 第6条 陸上作業員は、離岸時刻10秒前になったときは、発航ベルを鳴らすとともに岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して船長に離岸の合図をする。
- 2 船長は、前項の合図を受けたときは、乗降施設を閉鎖し、周囲の状況が離岸に支障がないことを確認した後、船内作業員に係留索を放させ慎重に発航する。

(着岸作業)

- 第7条 船内作業員は、船舶が着岸したときは、船長の指示により迅速確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

- 第8条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、船舶の係留中は旅客及び車両の安全に支障がないよう係留方法等、保安に十分留意する。

(下船作業)

- 第9条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、乗降施設を操作する。
- 2 船内作業員は、乗降施設の架設完了を確認した後、車両を先に誘導して下船させ、その下船が完了した後に旅客を誘導して下船させるものとする。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第10条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対しての次の事項を掲示により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は、旅客待合室とする。
- (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと。

- (2) 船内においては、乗船中の旅客に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して、旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第11条 船長は、船内の旅客が見易い場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難が発生した場合の係員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

附 則

この基準は、平成18年12月25日から実施する。

事故处理基准

目 次

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 事故等の範囲
- 第3条 軽微な事故への準用

第2章 事故等発生時の通報

- 第4条 非常連絡
- 第5条 非常連絡事項

第3章 事故の処理等

- 第6条 船長のとるべき措置
- 第7条 運航管理者のとるべき措置
- 第8条 運航管理者の指揮する事故処理組織
- 第9条 医療救護の連絡等
- 第10条 現場の保存

第4章 非常対策本部の設置等

- 第11条 組織及び編成
- 第12条 職務分掌
- 附則
- 別表（1）非常連絡表
- 別表（2）事故処理組織表
- 別表（3）非常対策本部設置表

富山県営渡船事故処理基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、富山県営渡船の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは富山県営渡船の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 この事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の富山県営渡船の運航中の船舶に係る事故に準用する。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したのから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118」による。以後、別表(1)「非常連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。

3 運航管理者は、事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したのから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとする。

るが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式 (FAX 用紙) を船舶及び船舶事務所に備え置くものとする。

- 4 非常連絡は、原則として、別表(1)「非常連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名 ② 日時 ③ 場所 ④ 事故等の種類 ⑤ 死傷者の有無
⑥ 救助の要否 ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突事故	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主、船長名（できれば住所、連絡先） ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）
b	乗揚げ事故	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災事故	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し

d	浸水事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故 (行方不明を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	<ul style="list-style-type: none"> ① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	<ul style="list-style-type: none"> ① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合は、不法行為者へ中止を求める説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、連絡なしに着岸が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置は、おおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は、別表(2)事故処理組織表のとおりとする。

2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。

3 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。

4 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを引継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、別表(1)の「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

第4章 非常対策本部の設置等

(組織及び編成)

第11条 非常対策本部の組織及び編成は、別表(3)「非常対策本部設置表」のとおりとする。

(職務分掌)

第12条 非常対策本部(以下「本部」という。)の要員の職務及び所掌業務は、次のとおりとする。

(1) 本庁本部員の職務

職名	職務
本部長	事故処理の基本方針を定め、事故処理業務全般を統括し、本部員を指揮監督する。
副本部長	本部長の定める事故処理の基本方針に従い、事故処理業務を調整し、本部員に指揮し、本部長を補佐する。
各対策部長	各対策の基本方針を定め、その業務全般を統括し、本部員を指揮監督する。
各対策員	各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を処理する。

(2) 現地本部員の職員

職名	職務
現地本部長	事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の対策員を指揮して現地における事故処理業務を統括し、業務の処理状況について逐次本部長に報告する。
現地副本部長	現地本部長の定める現地処理方針に従い、各対策の事故処理業務を調整し、対策員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本

	部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現 地 対 策 部 長	対策員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の処理状況について本部長に報告する。
現 地 対 策 員	対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を処理する。

(3) 各対策部の所掌

職 名	職 務
救 難 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 ② 救難計画の立案及び実施に関すること。 ③ 船長への連絡及び指示に関すること。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関すること。 ⑤ その他救難に必要な事項に関すること。
旅 客 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ① 旅客名簿の作成に関すること。 ② 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること。 ③ 被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。 ④ 死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。 ⑤ 被災者及び被災者の近親者の世話に関すること。 ⑥ 欠航便の旅客処理に関すること。 ⑦ 旅客に係る補償に関すること。 ⑧ その他旅客対策に関すること。 ⑨ 車両、貨物、手小荷物のリスト作成に関すること。 ⑩ 車両、貨物、手小荷物の損傷及び紛失の状況の把握に関すること。 ⑪ 車両、貨物、手小荷物等に係る補償に関すること。 ⑫ その他貨物対策に関すること。
広 報 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関すること。 ② 被災者の近親者等への事故情報の提供に関すること。 ③ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関すること。 ④ その他事故に係る広報に関すること。
庶 務 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部の編成に関する部内への周知及び本部の設営に関すること。 ② 見舞い及び弔意に関すること。 ③ 本部の経理に関すること。 ④ 本部要員の健康管理に関すること。 ⑤ その他庶務に関すること。

附 則

この規準は、平成18年 12月 25日から実施する。